



県 章

滋賀県公報

平成 26 年（2014 年）
3 月 20 日
号 外 （ 5 ）
木 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告..... 1

監 査 委 員 公 告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、知事から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成26年 3 月 20 日

滋賀県監査委員	野 田 藤 雄
〃	平 居 新 司 郎
〃	山 田 実
〃	谷 口 日 出 夫

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

- 1 監査対象 商工観光労働部が所管する事務事業の執行管理及び出資団体等の経営管理について
- 2 監査実施期間 平成24年 8 月 8 日から平成25年 3 月 4 日まで
- 3 監査結果報告年月日 平成25年 3 月 18 日
- 4 監査の結果および改善措置等の内容

(1) コラボしが21内の県施設の貸付料の減免について（商工政策課）

ア 監査の結果

県は、コラボしが21における県専有部分のほとんどを、商工・労働福祉団体に貸し付けている。貸付料の平成23年度実績は37百万円であり、当該貸付料は積算単価を1/2に減免して算出されている。減免の根拠として県は、「滋賀県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第4条（公用もしくは公共用または公益事業の用に供すとき）をあげている。

PFI事業によるサービス購入費はこの先約20年間は支出が継続される見込みであり、厳しい県財政の中、賃料収入の重要性は増している。もし年間37百万円の減額を行わなければ、今後20年間（例えば平成26年 4 月から平成46年 3 月まで）で最大約 7 億円賃料収入が増加する余地がある。

1/2という減免割合は、コラボしが21の設立に際して、入居団体からの要望により激変緩和措置を含めて協議を行った結果、暫定措置を経て平成17年度以降に恒久的なものとして決定されたとのことであるが、恒久的に一律1/2減免するのではなく、各団体の公益性を個別に再検討し、減免金額を見直すべきである。

イ 改善措置の内容

各入居団体の目的、事業内容等からその公益性について確認を行ったところ、各団体とも減免の要件となる公益性があるものと考えています。

引き続き、コラボしが21の設置目的である、各産業支援機関等を一か所に集中させ、各団体の機能向上、相乗効果の発揮により、利用者の利便性の向上に資するワンストップサービスの確保を基本として、減免金額の見直しについて、入居団体の経営への影響等を考慮しつつ検討していきます。

なお、今後は恒常的な減免を改め、契約更新時（概ね 3 年毎）に各団体の公益性を確認し、減免金額の見直しを検討することとします。

(2) 「新基盤事業 3 本柱の確立」事業に関する収支実績報告について（モノづくり振興課）

ア 監査の結果

県は、当該事業が事業継続等の要件を満たしており、業務委託仕様書第10項の規定により収入の返還を要しないことになるため、実績報告書のうち「様式11(2)委託事業における収益」について詳細な妥当性の検証を実施していない。実績報告書のうち「様式11(2)委託事業における収益」は、収益納付に係る計算資料であるとともに、事業成果の検証資料でもある。返還を要しない場合であっても詳細に妥当性を検証すべきである。

イ 改善措置の内容

本事業は平成23年度で終了しましたが、現在実施している類似の補助事業における実績報告書の記載項目について、内容の確認を徹底しました。今後も、返還義務の有無にかかわらず、実績報告書の精査を徹底し、事業成果の妥当性評価の精度向上に努めてまいります。

(3) 商工会等への補助金の効果測定指標について (中小企業支援課)

ア 監査の結果

この補助対象事業の目的を達成するための主な取り組みである経営指導について、県においては経営指導員一人当たり巡回訪問件数を360件/年という目標数値を定めている。平成23年度の商工会等の総巡回指導件数は50,614件、総経営指導員数127人で割ると398件/人・年となり、平均値としては目標達成されているといえる。しかし、その指導内容の質については検証されていない。

指導内容の質を高めながら、多くの件数を巡回することが、利用者の満足度をより高めることに繋がると思われるため、利用者アンケートを取るなどの方法により、指導内容の質についても向上に資する効果測定指標の設定が求められる。

イ 改善措置の内容

ご意見のあった利用者アンケートについては、商工会等が巡回指導内容の自己評価や点検をするために有効な方法として、これまでからも定期的に行われており、県としても改めてその結果や指導内容の見直しに活用されている状況について確認しました。

直近のアンケート調査では、回答の86%が経営相談について満足、ある程度満足と回答されており、今後とも利用者アンケートなどの手法の活用を促すなど効果の把握に努めてまいります。

また、滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例では、中小企業活性化施策の策定・実施に当たっては、中小企業者、関係団体等、市町の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずることが規定されており、県内7ブロックごとの商工会議所、商工会、市町担当者等との意見交換、各種団体等の会合に向いての意見交換、企業訪問などを通じて意見交換に積極的に取り組んでいるところです。

(4) 大津商工会議所の経営指導員等の必要研修の受講不足について (中小企業支援課)

ア 監査の結果

経営指導員等の資質向上等の取り組みとして、滋賀県中小企業相談所専門指導室が主催する研修に経営指導員は20時間以上参加すること、経営支援員は10時間以上参加することが目標とされている。また、経営指導員等になった1、2年度目に中小企業大学の研修に参加することも目標とされている。

平成23年度の研修時間認定証によると、7名中1名の経営指導員が4時間未履修、2名中1名の経営支援員が10時間未履修(研修時間0時間)の状態であった。

経営指導員等としての資質の維持向上にとって、必要な研修の履修は不可欠なものである。必要な研修の受講が行えるような組織的な環境作りが求められる。

イ 改善措置の内容

経営指導員等が資質向上のための研修を確実に履修されるよう、計画的な研修の受講について、各商工会議所に対して改めて文書で要請するとともに、研修を受講しやすい環境づくりについて関係者と意見交換を行いました。また、年度の上期終了時点での研修受講状況を把握し、必要受講時間を未達成の者に対しては、受講するよう指導しました。

(5) 国際観光地緑化推進事業終了後の芝生管理や除草作業等の継続について (モノづくり振興課)

ア 監査の結果

芝生管理や除草作業等は、指定管理者制度導入の趣旨である「県民に対するサービス向上」の観点から、指定管理者によって当然に実施されるべき業務である。指定管理者の管理運営に対する評価を今後の管理運営に反映させていくことでPDCAサイクルを着実に実行するなど、継続して維持管理ができるような手だてを検討すべきである。

イ 改善措置の内容

平成25年度は、指定管理者において、各事業の経費節減により財源を捻出し、芝生や雑草の状況を見て公園の維持管理業務を実施するとともに、ボランティアによるプランターなどの季節の草花の植え替えや指定管理者職員による公園の清掃や除草等の作業を実施しました。

今後とも、計画的に公園の維持管理業務を実施するとともに、ボランティア等も活用した公園管理を行ってまいります。

(6) 滋賀の新しい産業づくり促進資金の貸付審査の充実について(中小企業支援課)

ア 監査の結果

新規貸付けの際には産業支援プラザに信用調査を委託し、提出された調査書により融資決定について検討している。

貸付金の返済計画が、将来の商品化による収益に依存するものとなっているにもかかわらず、上記「総合所見」は、その商品化の実現可能性に言及していない。また、売上が伸び悩み、当期損失を計上しているが、その原因について分析はなされていない。当該所見は、財務分析としては不十分な内容であり、当該所見から融資決定は通常判断できないと思われる。

貸付に係る事業性や回収可能性の審査については、取扱金融機関や産業支援プラザと連携して適切に実施しているとのことであるが、その判断の経緯は上記「総合所見」には反映されていない。貸付審査時には事業計画の実現可能性等につき慎重かつ厳重な検討がなされるべきであり、融資決定について判断できるように充実した「総合所見」とする必要がある。

なお、県では平成24年度から産業支援プラザが「融資あっせん書」を取扱金融機関に送付し、金融機関が融資決定をする方式に変更しており、産業支援プラザが上記「総合所見」を記載する仕組みではなくなっている。

イ 改善措置の内容

平成23年度においては、融資の適否の決定は産業支援プラザの調査報告書により、融資審査会の審査結果を経て知事が決定する方式でした。

ご指摘のとおり、貸付審査には事業計画の実現可能性や財務分析を十分検討することが重要であるため、平成24年度からは、産業支援プラザは融資の受付を行い、制度の趣旨に合致していることなどを調査した上で「融資あっせん書」を取扱金融機関に送付し、融資の適否は金融機関が決定する仕組みに変更しています。

(7) 工業技術総合センター栗東庁舎別館3階研修室の有効利用について(モノづくり振興課)

ア 監査の結果

栗東庁舎別館3階の研修室については、現状、産業支援プラザに対して1年間の使用を許可したうえでその使用料を全額減免し、有料研修の場合は使用した分だけ使用料を徴収するという方法を採用しているが、上記のように使用日数はきわめて少なく、また、このような使用形態を採用していることにより、産業支援プラザが研修利用していない期間であっても他の用途に供されることはない。

年間使用許可とその全額減免という方法によらず、使用時のみ貸与する方法を採用し、他の期間の施設利用を検討することにより施設の有効利用を図るべきである。

イ 改善措置の内容

平成25年度より、研修室の使用時のみ使用許可を出す運用方法へ変更しました。この見直しに伴い、弾力的な施設利用が可能となったことから、センターで開催する講習会等で利用することで、研修室の有効利用に努めております。

(8) 工業技術総合センターの保有設備の実査について(モノづくり振興課)

ア 監査の結果

保有設備の現物実査を定期的・網羅的に実施しておらず、これに係るマニュアルもない。開放機器の実査に係るマニュアルを整備して定期的・網羅的に実査し、開放機器の管理を徹底すべきである。

イ 改善措置の内容

工業技術総合センターでは、重要物品については年1回の現物確認、作動確認等の実査を実施しているところですが、平成25年6月に保有設備の現物実査に関するマニュアルを作成し、確認作業や管理業務の共有化を図ることとしました。また、すべての保有機器について、取得年次別の確認件数計画や方法を定め、本年度より順次確認作業を実施していくこととしています。

(9) 工業技術総合センターの保有設備に関する財産に関する調書記載内容について (モノづくり振興課)

ア 監査の結果

保有点数には不用決定済の設備10点、71,587千円が含まれている。『平成23年度滋賀県財産に関する調書』2物品には滋賀県が保有する重要物品が6,403点と記載されており、その内訳には同センター保有資産として368点含まれているが、滋賀県財務規則第156条第1項より、重要物品に不用物品は含まれず、上記物品数の報告点数が過大となっている。当該財産に関する調書は現物に即して適切に記載すべきである。

イ 改善措置の内容

滋賀県財務規則に基づき、財産に関する調書について現状に即した適切な記載を徹底しました。また、事務処理項目の詳細チェックリストを作成することで、処理の遅延防止や忘失防止に努めております。

(10) 企業誘致助成金事業に関する要綱の運用について (企業誘致推進室)

ア 監査の結果

県が入手した証憑において、固定資産の納入日が平成18年9月30日以降となっている固定資産は、『同年9月30日までに当該設備投資にかかる操業が開始』されているという(助成金の)要件に合致しない。また、県が入手した証憑において、固定資産の納入日が不明の固定資産についても、平成18年9月30日までに操業が開始されていることを確認できなかった。

据付・調整等で稼働していれば検収が未処理でも助成対象となると考えていたという当時の県の運用は、要綱及び要領の記載と乖離するものとする。

また、固定資産の実際の納入日が平成18年9月30日以前である事実を当時の担当者が確認したとのことであるが、これを確認する証憑を入手・保存しておらず、また、その事実を記した報告書もない。

要綱及び要領の記載文言に沿った運用が必要である。

イ 改善措置の内容

当時の企業誘致助成金事業の運用においては、「平成18年9月30日までに当該設備投資にかかる操業が開始」されているという要件の解釈や確認方法に曖昧な点が認められましたので、現行の企業誘致助成金事業である「滋賀でモノづくり企業応援助成金」においては、平成25年度より次の点を改め、事業の適切な運用を図ってまいります。

現行の企業誘致助成金事業の「滋賀でモノづくり企業応援助成金交付取扱要領」を改正し、操業開始日の定義を明確化し、「助成対象となる設備等の納品および検収がすべて完了した上で業務を開始した日」と規定しました。

また、現行の企業誘致助成金事業の「滋賀でモノづくり企業応援助成金交付要綱」を改正し、操業開始届出書とともに、助成対象固定資産の納品・検収の事実を確認するため証拠書類を求めるよう様式に明記しました。これらの書面を適切に保管します。

(11) 労働相談費事業の有効性について (労働雇用政策課)

ア 監査の結果

滋賀県労働相談所はコラボしが21に設置されており、土日を含め交代で常時1名の相談員が駐在している。年間の相談件数は836件(来所の相談は1割程度)であり、単純に年間日数で除してみると、1日当たりの相談件数は2~3件となる。また、相談員の業務内容を簡潔に記載している執務日誌を閲覧しても、日々「関連図書による学習」が業務内容に記録されている。

労働相談の性質上、土日相談に対応できる施設があるという存在そのものに意義があるのは理解できるが、県の財政より拠出している以上、どこかで効果が費用に見合っているかの線を引き出すことは必要である。

当事業の性質上事業効果を図る数値指標は設定されておらず費用対効果の検討は行われていないが、現在の利用状況を勘案すると、設置場所、相談員の配置等について引き続き対応が必要である。まずは利用者への周知徹底を図り、それでも利用者が増えない場合には、勤務時間の短縮等の対応が必要である。

イ 改善措置の内容

当相談所は「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に定める県の責務に基づき設置しているもので、労働者のセーフティネットの窓口としての役割を果たしています。一件の相談につき、所要時間は記録も含めると平均して約2時間前後必要です。また、相談内容によっては法令、判例等を調べる必要もあり、適正に運営されているものと考えています。

設置場所・配置については、これまでからも財政的見直しを加えてきているところですが、土日・夜間等の対応をしている機関は他にはないため、まずは周知を図るために7月にポスターを作成し、市町、ハローワーク、病院、公民館、図書館等313機関に掲示を依頼するとともに、県と包括的連携協定を結んでいる県内のコンビニエンスストアおよびスーパーマーケット338店舗においても8月、11月、1月の3か月間掲示していただいたところです。

さらに、奇数月に県内各戸に配布している（52万部発行）滋賀プラスワンの1、2月号に記事を掲載し、周知に努めました。

今後とも機会を捉え、継続して周知に努め、セーフティネットとしての相談所の役割を果たしていけるよう取り組んでまいります。

(12) 観光交流局の組織目標について（観光交流局）

ア 監査の結果

「新・観光振興指針」は、「滋賀県基本構想」における観光分野での基本計画であるため、毎年の予算編成の中では、その実現のために重要な施策について優先的に採択されるよう政策協議がなされている。しかしながら、当該指針に掲げられている目標のうち、観光入込客数及び外国人入込客数については、平成22年度から平成24年度までに観光交流局の組織目標として掲げられた年度がない。

観光入込客数等は、市町を含めた滋賀県全体としての取り組みにより達成されるものであり、集計までに時間がかかるという事情もあるため、単年度の組織目標とするには困難な面があることも理解できるが、観光入込客数等は、滋賀県のウェブサイトにおいても毎年、月別単位での入込客数（統計調査書）が公表されており、観光振興における最も重要な指標のひとつといえる。

「新・観光振興指針」の目標値（観光入込客数2013年5,000万人）達成のために、各事業での目標達成が、観光交流局及び「新・観光振興指針」の目標達成に繋がるといった関連性を明らかにして、各種施策を実施するべきである。

イ 改善措置の内容

観光振興指針で定めた数値目標のうち「観光入込客数」につきましても、ご指摘の趣旨を踏まえ、集計途上であっても「推計値」により目標管理を行うこととし、平成25年度の組織目標として設定いたしました。

また、平成26年1月に改定を行った『滋賀県「観光交流」振興指針』においては、「観光入込客数」および「観光消費額」を数値目標として設定し、進捗状況を平成26年度から毎年確認することとしています。

今後は、この数値目標を達成できるよう、指針に沿った施策を「アクションプラン」として年度ごとに策定するとともに、具体的な取組を「組織目標」に掲げ、観光振興施策に取り組んでまいります。

(13) 東京観光物産情報センター管理運営事業の効果測定について（観光交流局）

ア 監査の結果

ビジターズビューローが設置している滋賀（大津駅）観光物産情報センターにおいては、成果目標として「物産販売による収益4,195千円と訪問者数33,000人」という具体的な数値を定めている一方、東京観光物産情報センターにおいては、数値目標を設定していない。

東京観光物産情報センターにおいても、訪問者数などの具体的な数値目標を毎年定め、事業計画に対する効果測定およびそれに基づく次年度以降のフィードバックをより確実に行っていくことが必要である。

イ 改善措置の内容

平成25年度から、東京観光物産情報センターの年間来場者数を組織目標として設定するとともに、施設の管理運営を行う（公社）びわこビジターズビューローとも目標達成に向けた意識の共有を図り、積極的な情報発信に努めています。

この結果、平成25年度の入場者数は、前年比で大きく増加し、目標値の65,300人を1月の時点で上回りました。

今後も、ご指摘の趣旨を踏まえ、来場者数等の状況を定期的に確認、分析した上で、ニーズの高い企画展やタイムリーな情報発信・提供など、利用者の関心を捉えた事業の充実を図り、効果的な運営に努めてまいります。

(14) 外国人による配食事業の事業計画の適切性について（観光交流局）

ア 監査の結果

外国人による配食事業は、ふるさと雇用再生特別基金事業として実施されたものの、基金事業の趣旨である継続雇用の達成者もゼロであり、当初計画の農産物の加工・販売事業も実施に向けた試行を行ったものの十分な販路が確保できず事業廃止となっている。

事業廃止に至った原因は、そもそも基金廃止後の事業計画の検討が十分でなかったことにあると考えられ、基金活用の効果としては不十分である。事業実施の財源が国からの交付金であっても、県の一般財源と同様に厳しくその効果を検討した上で実施すべきである。

イ 改善措置の内容

当初の事業計画においては、農産物の加工・販売等の販路拡大により継続雇用を図ることとされていたものの、経済情勢の悪化等の影響により十分な販路の確保が難しく、事業期間終了の平成23年度をもって事業廃止に至りました。しかしながら、事業自体につきましては、国の定めた実施要領に基づき適切に実施されたものと認識しています。

今後、同様の事業を実施する場合には、当回事業計画の精査など、より適切な執行管理に努めてまいります。